

歴史的風致形成建造物の指定解除について

1 指定解除物件

名称	宿坊神原（主屋）	
指定番号	第3号	
指定日	平成26年3月27日	
所在地	戸隠	
建築年	明治中期	
構造	木造	
名称	武井旅館（主屋）	
指定番号	第4号	
指定日	平成26年3月27日	
所在地	戸隠	
建築年	延享2年（1745）	
構造	木造	
名称	横倉旅館（主屋・門）	
指定番号	第5号	
指定日	平成26年3月27日	
所在地	戸隠	
建築年	明治4年（1871）～明治6年（1873）	
構造	木造	
名称	久山館（石垣）	
指定番号	第6号	
指定日	平成28年3月17日	
所在地	戸隠	
建築年	江戸初期	
構造	打込み接	

2 これまでの経過

■平成25年度

- 平成26年3月27日 宿坊神原、武井旅館、横倉旅館を歴史的風致形成建造物に指定

■平成26年度

- 武井旅館の茅葺屋根、鉄板屋根の一部修理を実施
- 横倉旅館の茅葺屋根の一部修理を実施

■平成27年度

- 武井旅館の茅葺屋根の一部修理を実施
- 横倉旅館の鉄板屋根の一部修理を実施
- 平成28年3月17日 久山館（石垣）を歴史的風致形成建造物に指定

■平成28年度

- 武井旅館の茅葺屋根、鉄板屋根の一部修理を実施
- 久山館（石垣）の一部修理を実施
- 平成28年8月5日 長野市戸隠伝統的建造物群保存地区及び同保存計画を決定
保存計画において左記4物件を伝統的建造物に位置付け
- 平成29年 月 日 国の重要伝統的建造物群保存地区に選定

3 指定解除の理由

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 第十七条第一項の規定による。

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（抜粋）

（指定の解除）

第十七条 市町村長は、歴史的風致形成建造物が重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀（き）損その他の事由により歴史的風致形成建造物の指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、当該歴史的風致形成建造物の指定を解除しなければならない。